

## エコール・デ・シャルトの業績

F・ジュオン・デ・ロングレ

森, 洋

<https://doi.org/10.15017/2244068>

---

出版情報 : 史淵. 99, pp.1-37, 1968-01-31. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :



# エコール・デ・シャルトの業績

(L'ŒUVRE DE L'ÉCOLE DES CHARTES)

F・ジュオン・デ・ロングレ

森 洋 訳

エコール・デ・シャルト<sup>①</sup>は、フランス文明の最も重要な側面の一つを構成しているものであるが、それは、あまねく評価されているその諸方法 (methodes) や、その技術の獨創性や、その百四十五年間の存続という威信にみちた過去によるものであると同時に、その前途にひろく拓かれた未来によるものでもある。我々はしばしば、日本の識者が、エコール・デ・シャルトがよって立つ諸原則や、それら諸原則が強いるところに敢えて従うことからたらされる、非常な諸利益について、認識をもたれるようにと願って来た。我々は、我々にとっては母校 (alma mater) である一学校の諸方法を、日本滞在中に、日本の大学人層の間で、ひろく知って頂く機会がこれ以上ないことを、一再ならず悔んだものである。エコール・デ・シャルトは、高度に専門化された學術施設であるという定評を獲得してきたが、その名は多くの人々にとって、多少神秘的な、理解しがたいものにさえ見える。事実 *Les Chartes*、日本語でいう文書とは、単に過去の法律文書 (actes) であるにすぎない。しかも<sup>△</sup>エコール・デ・シャルト<sup>▽</sup>と自称することによって、この學術教育機関は、歴史をもっぱら第一次諸史料の発見・分類・解読・理解・解釈に、要するに、もつとも確実な歴史的素材の操作の上のみうち立てようとする鞏固な意向を、極めて端的に示しているのである。私はエコール・デ・シャルトについて、その歴史を、次にその諸方法と業績とを、相ついで諸君に語りたいと思う。もとよりこれら二つのものは、根本においては一つ

のものを形成しているにすぎない。何となれば、エコール・デ・シャルトの歴史とは、要するに、少しずつその業績が実現されて行くにつれて、如何にその方法が姿を明らかにしたかを想起するにあるからである。

## 訳者註

(1) *Ecole Nationale des Chartes*, 強じて訳せば国立古文書

学校である。この講演そのものが明らかにするように、こ

の訳は必ずしもその姿を正確にはとらえていない。従つて以下「エコール・デ・シャルト」と記す。

## §1 歴史

エコール・デ・シャルトが一八二一年に創立された頃には、歴史家はフランスでは、文献史料を検討する配慮をするとなしに、ひたすら諸事実について、耳ざわりのよい物語を提供することに努めていた。彼らは過去の人物や事物について、先入主をもたらしただのである。即ち、彼らの空想、彼らの必要、彼らの、時の政府への迎合のおもむくがままに、彼らがつぎつぎに変えていった諸理念である。彼らは政治理論を樹立し、又は正当化すること以外は念頭になく、あるものは年代記の中から、(何らの予備的批判もなしに)、彼らにとっては最も注目しに値いするように見える諸事件をくみとり、あるものは、彼らの主張を支持するに適当な事実のみをとりあげた。歴史のこうした概念が、過度の発展をとげたのは、正に十八世紀中のことである。歴史とは、哲学又は政治に依存する、文学の一分野以上の何ものでもなかった。真理それ自体のための真理の探究は、放棄されていたのである。

以上の概念の結果として生れた歴史的諸業績にとつて遺憾なことは、正しくこの点であった。何となれば、それらはたちまち時代にとりのこされたからである。しかしこの点は、その世代全体の精神形成にとつて、より一層遺憾なものであった。過去の諸事実の真实性の探究は、理論的確信 (*conviction raisonnée*)、乃至は、それ自体が力である一種の信仰とも言つてよいものを惹き起す。それとは正反対に、党派的な、乃至は便宜主義的な歴史家が、歴史的諸事実とは彼が自

由に処理出来るものであって、事実それ自体ではないという、誤った観念を抱くその日から、彼は、もはや彼の偶像を信じていない、悪しき僧侶の心境を獲得するのである。しかも、忌憚なく言えば、現在の政治的諸事実を、かつてのそれと結びつけようとすることによって、未来にむかって望むことの保証と思われるものを、過去のなから選択するという危険さえ犯されるのである。こうした危険をとまなう演繹から不確実な帰納へという順序をふんで、彼らはこれらの似而非なる歴史的著述に到達するのであるが、これらは、未来によって真実であることが証しされることよりは、誤りであることが判明することの方がはるかに多い。何となれば、何故かは知らぬが、それらは人をして未来を予見することを妨げる、とらえがたいものを挿入しようとして試みたからである。さらに、こうした乏しい歴史的養分に、誤って満足している教養のある一般人にとって、確実な危険が存在している。盲目的な信頼の危険であり、こうした信頼が、次には同様に誇張された懷疑論に席をゆずることは避け難い。相矛盾した歴史著述を読むものは、ほとんどの場合に、引あいに出されている諸事実の価値を、自分一人ではかり得るような状態にはない。彼らは、すべては偶然あるいは予知し得ぬものにゆだねられていること、最も賢明な諸制度は状況の結果であること、最も狂気じみた諸制度が成功し得ること、すべての諸制度は同等に良いこと、又従って、人が何をなそうと、その結果は結局同じであるに違いないから、何を試みても無益である（乃至は、彼の精神状態によっては、万事やりたい放題にやれる）ことを信ずるようになる。これこそ一国民にとっては、本質的に無氣力にむかう精神の様相であり、これに対して、健全な理性は、全力をあげて抗戦せねばならぬのである。

エコール・デ・シャルトの全教義がよって立つ二原則、綿密な正確（precision minutieuse）と緻密な確実（exactitude scrupuleuse）とは、フランス革命以前にすでに、幾人かの碩学にとって唯一の救済策と見られた。彼らの頂点にはサン・モール（Saint-Maur）会のベネディクト派修道士たちが位置し、その歴史学研究の中心は、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院であった。<sup>21</sup>しかし革命は、諸修道会を四散させることによって、これらの研究の荒廢を招来することになる。文書局（Cabinet des Chartes）の荒廢も同様である。これは王政府のイニシアティブによる公的施設ではあ

るが、その協力者の大部分は、ベネディクト派修道士であったのである。歴史的素材は近寄り難いものとなった。教会の図書室から根こそぎ持ち出された手写本は、分類もされぬままに、仮設倉庫に積み上げられていた。他方旧フランスの文書類 (Archives) は、それらがたまたまあった諸行政官庁に放置されたままとなっていた。「ディプロマータ」(Diplomata) 第一巻が出た年である一七九一年から、学士院 (L'Institut) が「フランス歴史家集成」(Recueil des Historiens de la France) の第十四巻を出版した一八〇六年にいたるまでの十五年間、我が国では如何なる歴史学的研究業績も出されなかった。

しかしながら、歴史学研究の放棄、その跡かたもない消滅の切迫は、何人かの識者の心を打った。ブリアル師 (Docteur Brial) が、サン・モールのベネディクト会修道士の精神を伝えた学士院ではダシエ (Dacier) が、一八〇八年の一報告で皇帝に、「フランスが、そこでかつてはきわ立っていたが、今日ではまったく放棄してしまつたかに見えるこの研究分野を、力強い配慮によって、蘇えらせること」を要求した。事実、革命によって創立された諸公共教育施設や、皇帝創立大学は、歴史学やその補助学に、十分な場所を与えていなかったのである。ナポレオンはこの点についても、他の多くの点におけると同様に、雄大なプランを立てた。彼は三十講座の学校を欲し、そこでは実に、あらゆる時代のあらゆる人々に関する歴史、ギリシア史、ローマ史、フランス史、ヨーロッパ史等、全歴史が教えられる筈だったのである。ナポレオンが夢想した教育は、仮に実現されたとすれば、人々の精神を文献史料の研究に立戻らせることよって、研究者の養成に寄与するようなものでは決してなかった。この教育は、歴史学をして、十八世紀の哲学的歴史家の旧套のうちに沈滞せしめ、且歴史的真理をして次第に哲学的政治的概念の裡に姿を没せしめて、結局口舌縷説の素材以外の何ものでもなくする程のものであった。もしも歴史学が、文献史料との接触によつて鍛えなおされないならば、歴史学はたちまち枯渇し、且形を失なう。必要とされていたのは、そこで人が歴史を書くことを学ぶ学校であつて、それに先立つ数世紀間に得られた諸結果を説く学校ではなく、歴史家たちを、これらの諸結果を確証し、修正し、完成し、且既刊史料に新たなるそれを

追加し得るようなものにする学校である。

皇帝の一官吏であるバロン・ド・ジェランド (Baron de Gerando) は、ずっと以前からこの種の学校の設立を熱望していた。王政復古 (Restauration) 下に、彼は彼の素描を熟考して、一八二〇年に、歴史学研究所の学校のプランを、彼の友人である内務大臣コント・シメオン (Comte Siméon) に提出した。その学校の主たる特徴は、王国文書館 (Archives du Royaume) に付設されること、銘文文芸学士院 (Académie des Inscriptions et Belles-Lettres) の指導下に置かれること、及び定員十二名以上の学生を採用せぬことであつた。エコール・デ・シャルト制定の王令 (Ordonnance Royale) は、一八二二年二月二十二日付で発せられている。これに付随する報告書には、「祖国の歴史」が消滅の危機に瀕していると述べられている。「もし急いでこれに救済策が講ぜられないならば、歴史学は不可欠な協力者の層を失なうであらう。即ちこれらの人々は、永い実地の努力と忍耐とによつて、我々の手写本に関する知識を得、我々の古記録や我々の文書の、我々の祖先が我々に残したあらゆる分野の文献史料の、かくも多岐にわたる筆跡になじみ、又中世のすべての方言を翻譯し得る。我々の古文書と手写本との知識を教えこまれた者は、古い時代との仲介者としての役割をはたし、且数世紀にわたる荒唐をまぬかれた資料を、歴史家の利用にゆだねる。」エコール・デ・シャルトの初代二教授は、この精神で選ばれた。ヘリゴール出身の碩学で、王立図書館 (Bibliothèque Royale) の手写本の管理にあつたアン・レヌブーム (l'Abbé Lespine) と、王国文書館の歴史部長 (Chef de la Section historique aux Archives du Royaume) になつていたものとヘリゴール司教座聖堂付参事会文書館長 (Garde des Archives du Chapitre Cathédral de Paris) とである。私は諸君に、エコール・デ・シャルトが「祖国の歴史」を救うために創立されたことを力説した。事実、この瞬間にヨーロッパでは、国民的歴史諸学派が胚胎していたのである。ドイツは「神聖ナル祖国愛ハ勇氣ヲ与フル」(Sanctus amor patriae dat animum) という標語をもち、ゲルマン歴史記念物集成 (Monumenta Germaniae historica) の刊行を計画してゐた。エコール・デ・シャルトは後まづ、深くこの精神を刻みこまれたままび

いるであろうし、又その業績は、學問に祖国はないとか、又歴史学的批判は、国民的栄光を破壊する方向にしかむかわないと（勿論誤って）主張する人々に対する、最善の答えである。

エコール・デ・シャルトの創立は、さしあたり大反響を呼びおこさなかつた。ベランジエ（Beranger<sup>(8)</sup>）はシャノンを作り、シャルティスト（Chartistes、當時はChartiersと呼ばれていた）は研究を始めた。しかしながら、それら最初の数年間は、真実困苦にみちたものであつた。エコールを卒えようとする若者たちの利用法は見当もつていなかったし、彼らには如何なる就職も準備されていなかった。その上ある大臣は、講義を公開にするという、遺憾な考えをおこしたので、聴衆を引つけるどころか、最後に残つた聴講者まで逃がしてしまつたのである。エコール・デ・シャルトは、銘文文芸學士院によつて救われた。學士院は、当時内務大臣であつたコント・ド・ラ・ブルドネイ（Comte de la Bourdonnaye<sup>(9)</sup>）から、一八二九年十一月十一日の王令を獲得した。この王令は、在學年限（Le cycle des études）を三學年に定め、入学を許可された學生に、少々の給与を与えることとし、且彼らが卒業試験を受けて合格した場合には、アルシヴィスト・パレオグラフ（Archiviste Paléographe）の學位記を授与することを、彼らに保証したものである。これらのアルシヴィスト・パレオグラフには、王国圖書館と諸公共圖書館とに、將來空席が出来た場合の採用人員の半数があてられた。こうして高度に技術的な學校として再認されたにもかかわらず、講義は學生たちにもみ行なわれたのではなく、教授たちは、その資格がある人物で、歴史學研究を身につけることを欲するものを、すべて聴講生として認めることを許されていたのである。これこそ我らのエコールの独自の性格の一つであり、他の特殊學校の大多数と區別される所以である。同じく一八二九年十一月十一日のこの王令にもとづき、王立印刷所（Imprimerie royale）は、「エコール・デ・シャルト叢書」〔Bibliothèque de l'École des Chartes〕と題される集成（Recueil）を、毎年刊行することになつた。これは、學生によつて発見され、且解説された文献史料を活字にするためである。この雜誌は、エコール・デ・シャルト同窓會（Société des anciens élèves de l'École des Chartes）のおかげで、今日にいたるまでその存在を続

けて来た。エコールは、常任書記 (Secrétaire perpétuel) 及び銘文文芸学士院会員二名、王立図書館の司書 (Conservateurs) 二名、文書館総長 (Garde Général des Archives) によって構成される評議会 (Conseil) によって指導された。この、学士会員バルデシヤ (Pardessus) が卓越した役割をはたした評議会は、一八三〇年二月四日の法令 (Article) によって組織された。こうしてエコール・デ・シャルトは、その組成の主要特徴のすべてを、我が旧フランス王政に負うものであり、且王政復古政府によって実現された重要改革の証人として留まるものである。

一方一八三〇年以後は、教養ある大衆が再生した歴史学研究に共感を覚え始めたという好機を、政策が助長した。当時文部省は、大歴史家ギゾー (Guzot) にゆだねられていた。彼は、文書館から、ほとんど四十年來かえりみられなかった文献史料を引き出す能力のある碩学を養成することを目的とする学校の諸利点を、充分に承知していたのである。一八三四年以来、彼のイニシアティブの下にシャルティストは、王立図書館の目録 (inventaire) と、それまで混乱の極に放置されていた県文書館 (Archives départementales) の分類とを企画している。これこそフランス史の文献史料の刊行にとしては、必要な、且先決すべき条件ではなかったであろうか。このことは、この記念すべき任務に雄々しくも立ちむかった若い学者たちに、先ずギゾタン (Guzot) という別名を与えるに充分であった。(この語はおそらく「シャルティスト」という語よりは好ましいものであった。後者は、当時のイギリスびいきにとっては、正反対に、むしろ革命的な味いを持っていたのである。) しかしアルシヴィスト・パレオグラフが、彼らに認められていた諸権利を、再認せしめるに到ったのは、かなりの闘争の後でしかない。歴史学研究への天賦の情熱が、彼らの学問的熱意を支え、この瞬間からエコールには、次の如き理念が次第に確立されたのである。即ち歴史家の仕事は、最大限に利害を越えたものでなければならぬこと、収入や利点の多い地位につくために、この仕事を企てないこと、研究者の最も厳しい、且最も緻密な仕事と、その報酬とのバランスをとることは、問題にもなり得ないということ、研究者は、彼が献身している、息の長い研究においては、独自の召命によって、乃至はそれ自体に酬いがある一種の信仰といってもよいものによって支えられねばならぬ

こと、である。シャルティストのこの利害無視は、時にはこれを悪用しようという誘惑にかられるものもあったが、おそらく今日まで、エコール・デ・シャルトの最も高貴な花飾りの一つであることに変わりはない。もし多くのシャルティストの生活の簡素さが、時に彼らをして、俗人ベネディクト派修道士と呼ばれるにふさわしいものであるとしても、彼らが政体の幾転変を越えて、考え且書く最大限の自由を保ち得たのは、この代価によってであることに思いを致すべきである。

一八四六年十二月三十一日に、コント・ド・サルヴァンディ (Le Comte de Salvandy)<sup>16)</sup> によって起草されたルイ・フィリップ王の王令は、エコール・デ・シャルトの構成を完成した。教授数は増加した。しかしながらこれらの教授は、ある特定の対象の一講座を持っているのではなかった。教授たちは、又この特徴は今日まで依然として注目すべきものであるが、もっぱら単一学科に専門化されているのではなく、何時でも他の学科を教えられるような状態になればならなかった。このことは彼らの間に、大きな凝集力を確保したのである。その当時まではヌーヴ・デ・プティ・シャン街 (rue Neuve des Petits Champs) の王立図書館の古い建物の中に、不十分な場所をしか与えられていなかったエコール・デ・シャルトが、ル・シヨーム街 (rue du Chaume)、今日のノ・サルシーヴ街 (rue des Archives) の国立文書館、即ちクリッソン館 (l'hôtel de Clisson) に、ついにそれにふさわしい場所を見出したのも、同じく一八六四年のことである。諸君のうちで、パリのこの古い一劃を御存知の方は、十四世紀の優雅な門に注目されたに相違ない。講義はスービーズ家の豪華な楕円形サロン (salon ovale des Soubise) で行なわれた<sup>17)</sup>。このサロンは牧歌的な、あるいは軽快な寓意画でかざられ、トレゾール・デ・シャルト (Trésor des Chartes)<sup>18)</sup> や、フランスが文書館に保存している最も貴重な文献史料から、数メートルのところにあつた。卒業試験としての論文 (thèse) の必修化も、同じく一八四六年という年にかかのぼる。この論文は草稿のままであつたが、この慣習にエコールは、幸いにして忠実に従つて来た。何となれば、一方では、講義の勉強と、完成の域に達した歴史学著述の構成とを、併行的に行なうことは、若い者にとっては困難であるし、又他方、論文審査 (soutenance) の後に、審査員 (Jury) の所見を利用しつつ、彼の仕事を補い修正し得るとい

ことは、彼にとって測り知れぬ利点だからである。

一八四八年の政治的諸事件、就中国民軍 (Garde Nationale) の諸強請は、エコールの機能を混乱させぬでもなかった。しかしエコール・デ・シャルトの学生たちが、他の国立諸学校のすべてのように、彼らが請願した「制服」(la costume uniforme) を獲得しなかったにせよ、少なくとも彼らは、一八五〇年二月四日の政令 (décret) によって、彼らのより貴重な特権を受けた。アルシヴィスト・パレオグラーフによる県文書管理官 (archiviste départemental) の職の独占である。この措置は、単にエコール・デ・シャルトの学生たちに、大きく開いた進出口を確保したのみではなく、さらに他の何らかの措置以上に、歴史学研究の中央からの分散と、研究法の広布とに貢献した。エコール・デ・シャルトの学生たちは、各地方へ広がった。過去に関する手がかりの最も豊富な源泉である地方文書館は、組織され、保護され、分類され、目録 (inventaires) と摘要 (répertoires) とを備え、かくてすべての歴史家にとって、利用され得るものとなった。シャルティストは、フランス各県の歴史学会や考古学会において、卓越した地位を占めた。これらは当時いたるところで設立されて、歴史学研究の興味や、学者たらんとする召命感を呼びおこしていたのである。彼らシャルティストの活動は、エコールの教育の延長であった。

エコールの令名は、この瞬間からフランスの国境を越え始めていた。歴史学補助学科の教育は、これ以上よく組織され得ようとは考えられなかったのである。ヨーロッパ中に、エコール・デ・シャルトを真似て、学者や文書管理官の養成のための諸学校が設立された。例えばウィーンで、一八五四年に、オーストリア歴史研究所 (Institut für Österreichische Geschichtsforschung)<sup>20)</sup> が設立されたのは、このモデルによるものであり、そこでは、我がエコールの講義をきくことによって、我々の方法を知悉していたジッケル (Sickel)<sup>21)</sup> が、永い間教えていた。しかしながら、聴講生としてエコール・デ・シャルトをおとずれ、その結果、彼らがエコールに負うものを認識した外国人学者は、枚挙にいとまがないであらう。

必要と判断された新しい教育が、エコール・デ・シャルトで発展したことから、改善評議会(Conseil de Perfectionnement)の決定にもとづき、一八六九年一月三十日の政令(décret)によって、各講座の対象が明確に規定された。改善評議会は、十三名のメンバーによって構成される。即ち高等教育局長(directeur de l'Enseignement Supérieur)、フランス文書館総長(directeur des Archives de France)、フランス図書館総長(directeur des Bibliothèques de France)及び国立図書館長(administrateur général de la Bibliothèque Nationale)、エコーヌ・ド・シヤルト校長(Directeur)、銘文文芸学士院によって選出された五名のメンバー、更に文書館総監督官(inspecteur général des Archives)一名、図書館総監督官(inspecteur général des Bibliothèques)、及び高等教育(Enseignement Supérieur)の教授一名である。講義プログラムは、この時からいかにかの変更も加えられることがなかったが、次のように決定された。

- (1) 第一学年に、書体学(La Paléographie)、ロマン語(les langues romanes)、書誌学及び図書館分類法(La Bibliographie et le classement des bibliothèques)。
- (2) 第二学年に、文書形式学(La Diplomatique)、フランス政治行政司法制度史(Histoire des institutions politiques, administratives et judiciaires)、文書館分類法(Le classement des Archives)。
- (3) 第三学年に、中世私法教会法史(Histoire du droit civil et du droit canonique au moyen âge)、中世考古学(Archéologie du moyen âge)。

それ以後は単に、第二、第三学年にフランス史記述史料の批判的研究の講義が、第三学年に近世文書及び制度史に関する一講義が加えられたにすぎない。

一八七二年に、一八四九年以来廃止されていた入学試験が再実施されたが、これについてもプログラムは、それ以来僅かしか変わっていない。ラテン語の完全な知識が要求されていた。エコール・デ・シャルトの入学試験は、エコール・ノルマルですらも今日では廃止されたラテン語作文の、最後の逃げ場であり続けた。即ち誰かフランス古典文学者の就中難解

な数ページを、辞書なしで訳すのである。(もともとここ数年來、辞書については大目にもるように決定されてはいるが) 中世研究に従事せんとする者にとつては不可避なこの要求のおかげで、エコール・デ・シャルトは、今日ではまったく危殆に瀕しているラテン教養の、フランスにおける最後の砦の一つであり続けたのである。細部にわたるフランス史の知識や、歴史地理やドイツ語英語の知識も同様に要求される。入学を許可される学生数は、十五と二十五の間を行來している。一九〇七年以來、女子学生も入学を許され、その数も今や、しばしば男子のそれと等しく、このことは女子学生の能力を証明している。

殆んど十九世紀の末まで、エコール・デ・シャルトは国立文書館に留った。場所は充分ではなかったが、学生たちはその安らかで落ついた雰囲気を楽しんでいた。学生たちは、数歩にして文書館の閲覧室にあり、こうして二つの講義の時間を無駄にせずに、文献史料を読み得たのである。書体学を学ぶためであれ、或は考察せんと欲する何らかの観点について、過去に関する知識を体得するためであれ、古文書を絶えまなく取扱うことに匹敵する講義はない。私は、この世代のシャルティストの一人であつた私の父から、機会あるごとに、エコール・デ・シャルトの卒業生たちが、如何にこの研究のオアシスに惹きつけられ続けていたかを教えられた。一方一八九七年に、エコール・デ・シャルトの近代化のためには、ラテン区にある他の高等教育諸施設にこれを近づけるべきだとする人々の主張が勝つた。エコールはついに、セーヌ左岸に移され、ラ・ソルボンヌの、リシュリユーが憩う礼拝堂のかたわらの、建なおされたばかりの建物に落つた。仮にこの境遇が学生たちに、より容易に法学部や文学部、コレージュ・ド・フランスや高等<sup>エコール・デ・ノートル・エチエド</sup>學術学院の講義をきくことを許したにしても、この境遇は同時に彼らを、彼らの個人研究がもっともしばしば行なわれる場所である、国立図書館や国立文書館からひきはなした。かくて、分別ある人々は、エコール・デ・シャルトは、特に我らの国立文書館の敷地が著しく増加した以上、ふたたびフランク・ブルジョア街(rue des Francs Bourgeois)への途をたどるべきではないかと考えている。

エコール・デ・シャルトには、その安らかな隠れ家を去って、より騒がしい、エコールを嫉視しているものもいる。大学社会と隣りあつたことを、とりわけて祝ういわれはなかつた。エコールには、従来同様に完全な自律性を保つことが約束

されていたにもかかわらず、改善あるいは近代化の名目の下に、つまりはその精神を変え、その活動を破壊しようとするものもいたのである。一九〇三年に、エコール・デ・シャルトからその学術的性格をうばい、文書管理官及び司書の、一介の職業的教育の学校にしてしまおうという試みがなされたが、このことは、シャルティストの周知の価値が、同時に学術的でもあり、職業的でもある養成法に由来するものであることを、顧慮せぬものである。一九〇五年に、新しい動揺が生じた。今度は、シャルティストの職業的資格に攻撃がむけられ、彼らなしに、文書館と図書館とを再編成しようとしたのである。一九〇六年には、アルシヴィスト・パレオグラフから、県文書館を指導する特権を剝奪して、エコール・デ・シャルトを一種の公開講座にしまおうという企てがなされたが、こうなれば、おそろくもくろまれた結果であろうが、急速にエコールは消滅するにいたったであろう。学術誌が当時行つた攻撃の激しさと不正さには、瞠目すべきものがあり、政治がこれに関与して、毎年の新予算編成は、エコール・デ・シャルトに関する真剣勝負の機会となつた。このことは多分諸君を驚かせることであらう。しかしフランスは、御承知の通り、自由討論の国であり、ここでは時に、最もたしかな諸権利を再検討することを、最上のサーヴィスをうけたかのように楽しむことがある。この時期のエコール・デ・シャルトの長は、ポール・メイヤー (Paul Meyer) であり、彼は、彼の書いたすべてのものに特有な性格である、かの論理の厳しさをもって、あくことなく、列挙された批判に答えた。そしてフランスでは、一般に、正しい道理はついに勝利をおさめる如く、エコールの上に累積した雲は、少しづつ散った。結局エコール・デ・シャルトが非難をうけた点は、時の政治的環境と折合わないということ、個有の専門領域で信を守り、非妥協性をもって、歴史学を、時の権力の恩恵を乞う娼婦とすることを拒むということであつた。この点でエコール・デ・シャルトは、二十世紀の第一三半期に、いわゆる自由思想 (libre pensée) の波がフランスの高等教育界を席捲した際にも、しっかりと錨を下した抵抗の極であり続けた。このことはおそろく、エコール・デ・シャルトに、悪意と中傷とに満ちた多くの敵をつくるに充分であり、私は、エコールはこれを誇っているとさえ言いたい。シャルティスト魂はこの闘争から、従来より一層焼入れされ、又そのもつ力に一

層確信を深めて抜け出した。又二つの戦争を通じて、名譽の戦死をとげたシャルティストの数(一九一四年に五十一名)は、彼らの養成法に帰せらるべき、祖国への愛着の精神的価値について証しするものである。マルクス主義理念の新抬頭が、幾多の新しいトリックをもって歴史学の中に入りこみ、且歴史学をその利益に奉仕するものになしようと欲して、全ヨーロッパに圧力を感じさせるようになって以来、歴史学研究の公正さにとっては、シャルティストほど良い防衛者はない。シャルティストによって動かされているテクスト史研究センター(Centre de recherche et d'histoire des textes)<sup>(23)</sup>の如きこそ、まさしく、仮説に対するテクストの優越性を想起せしめるための、象徴の如きものである。乍らでもう一度、その未来の欲望に奉仕させるために、いわゆる歴史の大勢の名によって、過去を思うままにあやつらうとする輩は、シャルティスト伝統によって、挫折を喫することであろう。一社会は、幾世代にもわたって伝えられた諸伝統によってしか存在しない。ときがたい絆によって相互に結びあわされている諸世代は、混淆して不可分な全体を構成する。歴史家は、他の何にもまして、この一体性をとらえるものであり、又彼がその一部をなすとともに、彼がその増大に、その諸研究を通じて参与するこの集団に、その存在を守らんと欲するものである。過去についての確実な知識は、未来についての理念の最も確実な基盤であり、又何れにせよ、歴史学研究における職業的良心は、科学的良心の基礎そのものであり、更に又、すべての良心の基盤でさえある。

#### 訳者註

- (2) Congrégation de Sain-Maur. 一八一八年に、従来各個に独立した存在であったフランスのベネディクト会修道院が、ベナル師(Dom Bénard)によって統合されて congregatio を形成し、ガリアにベネディクトゥス戒律をもたらしたと言われる聖モール(Saint Maur, †554)の名を冠した。その中心はサン・ジュルマン・デ・プレ修道院にあった。革命による崩壊後、一八三三年にゲランジュール

師(Dom Guéranger)によって再建された。これに属する修道士(通常 Mauristes と呼ぶ)の歴史学研究活動の主要なものは次の通りである。

ACHERY (dom Luc d'), *Spicilegium, sive veterum aliquot scriptorum qui in Galliae bibliothecis, maxime Benedictinorum laterum, Paris 1655—1677, 13 vol. ;*  
—MABILLON (dom Jean), *De re diplomatica libri sex, 1681 ;* —MONTFAUCON (dom Bernard de), *Palaeo-*

- graphia Graeca*, 1708 ; — *Histoire littéraire de la France*, commencée par Dom Rivet en 1733 ; — *L'Art de vérifier les dates*, par Dom Charles CLÉMENTCE et dom Ursin DURAND, 1750 ; — Dom TASSIN et dom TOUSTAIN, *Nouveau traité de diplomatique*, 1750-1765, 6 vol. etc. 増補巻註(4) 参照。
- (3) BRÉQUIGNY (Louis-Georges OUDARD FEUDRIX de), LA PORTE DU THEIL, *Diplomata, chartae, epistolae et alia documenta ad res francicas spectantia*..., première partie, t. I, Paris, 1791.
- (4) *Recueil des historiens des Gaules et de la France*, kan・ヤール会編(ブーノ編 (Dom Martin BOUQUET : 1685-1754) による)一七三八年と一七三九年の「第十三巻」たる「革命」を「中絶」した。一八〇六年から Académie des Inscriptions et Belles-Lettres 会編(「同」)の「リヌ」である「ブリン」編 (dom BRIAL : 1743-1828) の「ニ」シ「ナ」イ「ヴ」により「同」ア「カ」デ「ミ」の手「第十四巻」が出版され、一九〇四年及び「二十四巻」であった。同「ブ」リン「の」企画がある (DONALD A. BERRY, London)。  
《*Chartes et Diplômes*》集成「その」継続「である」。
- (5) DACIER (Bon Joseph, baron de : 1742-1833), *Rapport sur le progrès qu'on fait depuis 1789 l'histoire et la littérature*.
- (6) GÉRANDO (Joseph-Marie, baron de : 1772-1842).
- (7) SIMÉON (Joseph-Jérôme, comte : 1749-1842), *Horner*
- (8) ル・デ・シャルト説「王令」に付随「する」 rapport の執筆者。
- (9) BÉRANGER (Pierre Jean de : 1780-1857), Chansonnier. エロール・デ・シャルトの在學生及び卒業生をかく呼ぶ。
- (10) BOURDONNAYE (François-Régis, comte de la : 1767-1839).
- (11) この「著作」は「第十巻」(licence) である「一」説「である」 《*Diplomé d'Études supérieures*》に「同」文「である」。
- (12) PARDESSUS (Jean-Marie : 1772-1853) Bréquigny の 《*Diplomata*》(「記者」註「を」)を「継続」一八四二年「一」八四九年「六」第一・三巻を「第十巻」から出版した。
- (13) GUIZOT (François-Pierre-Guillaume : 1787-1874), 主「たる」史料「集成」《*Collection de documents inédits sur l'histoire de France*, publiée par ordre du roi et par les soins du ministre de l'instruction publique (de l'éducation nationale)..., Paris, depuis 1835 ; — *Collection des mémoires relatifs à l'histoire de France, depuis la fondation de la monarchie française jusqu'au XIII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1823-1835, 30 vol. ; — *Collection de la Société de l'histoire de France*, Paris, depuis 1835, 等「は」何「れ」が「彼の」仕事「である」最後の「もの」は「同」ブ「リン」が「進行」中「である」 (Johnson Reprint Corporation)。
- (14) 一七九四年に「国民」公「益」(Convention) は「従来」二百一十五ヶ所にあつた「文書」庫を「各原」と「パリ」に集中した。前者が Archives départementales 「である」後者が Archives nationales 「である」 従「つ」 Archives départementales

は、県立文書館ではなく、国立県文書館であり、現在も統一分類法を採用し、文書管理官 (archivistes) の人事権は、すべて国立文書館長、即ちフランス文書館総長によって掌握されている。

(15) 即ちチャーチヤースト運動への連想である。

(16) SALVANDY (Narcisse-Achille, comte de : 1796-1856). 文部大臣として Guizot の後継者である。L'École française d'Athènes の創立者。

(17) この建物は、本来十四世紀に Olivier de Clisson によって建てられたクリュッソン館であったが、一五五三年にギーズ (Guise) 家の手に移り、一七〇〇年に François de Rohan, prince de Soubise が手を入れて改装した。Le Salon ovale は、現在はフランス史博物館 (Musée de l'histoire de France) となっている同館の二階にあり、ナトワール (Ch. Natoire) の筆によるシネの物語が描かれてる (1737-1739)。(Cf. *Archives Nationales, Musée de l'histoire de France*, t. I, *Historique et description des bâtiments des Archives nationales*, 1958).

(18) 一七九四年のフレトヴール (Fréteval) の戦いで、フョリッブ・オーギェストが文書類すべてを失った後、同王はその再建を Gautier le Jeune, Chambellan にゆだね、後者は、一七二〇四年の末にはそれを完成した。その時から、主要文書はパリの王宮に蔵し、王は移動に際して、文書摘要簿 (Registres) を携行する習慣となった。王宮の文書庫は、十三世紀を通じてこれを管理する専任官をもたな

エコール・デ・シャルトの業績(森)

ったが、フョリッブ・ル・ネルに代り、一三〇七年(一三〇九年)四月二十七日付で、Pierre d'Erampes, chanoine de Sens が、初代 garde de Trésor des Chartres に任命した。即ちパリの Archives Royales が、十四世紀初頭から Trésor des Chartres と呼ばれるようになったのである。その一冊は *Layettes du Trésor des Chartres*, éd. TEULET, DE LABORDE, BERGER, DELABORDE, Paris, 1863-1909, 5 vol. として刊行されている。(Cf. Lot-Fawtier, *Histoire des institutions française*, t. II, Paris, 1958, pp. 93-94).

(19) 《inventaires》とは、各分類 (アルファベットによる) 中の一連番号を付した文書各個体、その概要を付したものである。《répertoires》とは、各分類の来歴表題のみを記した(例として J. JJ : Trésor des Chartres)。一覧表の如きもの。

(20) 一八七五年に此処に *Monumenta Germaniae Historica*, Diplomata-Abteilung が置かれ、一八八一年には、ローマに分校が設けられた。

(21) SICKEL (Theodor Ritter von : 1826-1908) 一八五五年から Institut für österreichische Geschichtsforschung で教え、一八六九年校長、一八八三年から一九〇一年まで、ローマ分校長。 *Beiträge zur Diplomatik*, 1861-1822, 6 Bde. 等により、近代文書形式学の創始者とみられている。訳者註(46)を見よ。

(22) 訳者註(46)を見よ。

(23) 一九三七年五月七日、Félix GRAT のイニシアチブによって設立、現在 Centre National de la Recherche

Scientifique におおむね。(Cf. Rapport présenté à l'occasion

du 20<sup>e</sup> anniversaire de la fondation de l'Institut..., par

*Institut de recherche et d'histoire des textes*, no 6, 1958,  
pp. 101-106.)

Jeanne VIELLIARD, dans le *Bulletin d'information de*

## §2 エコール・デ・シャルトの業績

我々がその歴史を素描して来た、このエコール・デ・シャルトの教育は、実を結んだであろうか。この教育は如何なる影響を歴史学研究に及ぼしたであろうか。これこそ今や、実現された業績について語りながら、我々が見てゆこうとする所である。その起源以来エコール・デ・シャルトは、文献史料の直接的且体系的 (*raisonné*) 研究の上に歴史学を打たせることによって、歴史学に科学的性格を賦与する方法 (*méthode*) を欠かさなかつた。この方法を学び且実行したものはすべて、驚異的な忠実さでそれを守り、且自からその使徒職に任ずることによって、誠心誠意、彼らがそれからひき出したと認める諸利点を示している。シャルティストの最も顕著な特徴は、おそらく、彼らがたえず、その技量をひけらかした大部の理論的提要によってよりは、むしろ彼らの行動、彼らの言葉、あるいは彼らが書くものによって、彼らがうけた訓練を普及させるように心がけていることである。エコール・デ・シャルトの諸方法の有効性が示されるのは、実行によってであつて、論議によつてではない。他方、本質的に経験的なこの方法は、当然のことながら、極めてフランス的で、フランス医学派について言い得ることと相通するものである。後者も亦常に、臨床と密接な関係を保ち続けた。ここでは、インターン制を通じて実施される臨床的検討が、一方の生命や事実と、他方の理論的研究とを、密接に関係づけて維持する唯一のやり方であると見られていたのである。エコール・デ・シャルトも亦、歴史の理論的研究と、現実の生活及び、それらによつて現実の生活が表現されている文献史料の知識とを、恒常的に関係づけて維持している。エコール・デ・シャルトの方法に従つて、如何に一冊の歴史研究書が構成されるかを、実際に検討しよう。これがおそらく、ここで別々に

なつてゐる諸学科を概観し、且諸君に、すでになされた仕事や、実現さるべく残つてゐるすべての仕事について、概略のみこんでいただく最善の方法である。勿論、要約的にであれ、諸君にエコール・デ・シャルトの諸方法の働きを示すためには、その九主要学科のそれぞれに、私は少なくとも一回の講演をあてねばならぬであらう。この簡単な談話で私に可能なことは、大綱を示し、幾つかの肝要な名前をあげること以外にはない。

(I) 歴史学研究の作業は、どの側面から始まるであらうか。エコール・デ・シャルトでとられてゐる方法の第一原則は、文献史料にもとずいていないことは、一切前に進めないということである。文献史料の中でも、文書(Chartes)、より一般的にいえば、文書類(archives)の文献史料、即ち、公・私文書、文書摘要簿(registre)、<sup>23)</sup>会計書類(pièces de comptabilité)等々…は、もつともしばしば証言を徴されねばならぬものである。この種の文献史料の歴史学的公正さは、それらが作製された直接の目的ではない対象にも、それらが援用されるという結果を生む。従つてそれらには、本来、我々をあざむく意図があるという疑いはない。記憶に働かせる事実や、有名人の活動のみを歴史的事実と認める古い觀念から、歴史家が次第に脱却するにつれて、即ち社会集団の歴史を作り、失なわれた世代の日々の正常な生活を復元しようとし、もはや突発的で異常な出来事の物語に甘んずることを欲しなくなった瞬間から、文書類の文献史料は、歴史学研究業績の作製において、日に日にその重要性を増大させるにいたつた。これらのおかげで、過去の人間のあらゆる営みが、もはや単にその政治的機能においてのみではなく、物質的、法的及び経済的機能において再生されたのである。しかし、我々がすでに文書類の文献史料の本質的な重要性について納得してゐるところで、その量において真におさるべきこの大量塊に対する攻撃法は如何。ここに文書館学(ARCHIVISTIQUE)と名づけられる学問が介入する。

諸文書庫に分散してゐる歴史的文献史料の検索は、歴史家の十字架である。一冊の歴史書を企劃する前に必ず、それに関する文献史料を蔵してゐる文書類のリストがまず作製されねばならない。文書類の出処が分散してゐるが故に、この準備作業は長く苦しいものであり、各著者によつてやりなおされる場合、不完全なものにとどまる危険を伴なう。この

ことは何れにせよ時間と労力との浪費を誘発し、従って文書館学の予備調査が歴史家に、文書類の迷路における道しるべの糸を与える必要がある。

エコール・デ・シャルトが創設された頃には、フランスの中央及び地方文書館は、消滅した行政官庁や旧宗教団体から出た羊皮紙と紙との堆積をなしているにすぎず、近より得ぬものであった。目録もなく、場所はととのわず、そこで研究を行なおうという希望をもつものがないも、彼らを導く能力のある管理官 (conservateurs) をえいかなかった。一八三四年以来アルシヴィスト・パレオグラフは、真に超人的なこの任務ととりくんできた。彼らは一世紀以上前から、些かも変ることのない熱意をもって、県文書館の分類と目録編纂との仕事をしてきた。彼らはまず第一に、最も貴重な旧蔵文書部門 (fonds anciens) を、ついで近代文書部門 (fonds modernes) を分類した。こうして文書館目録集成 (Collection des inventaires d'archives) は、フランスでは一九六六年に、目録数約二千巻に達したのである。これはすでに、このことが強い労働量から見ても、これが約束している諸結果から見ても、かなりの功績である。これらの目録を通じてとられた方法の統一性は、終始印象的であり、如何なる国も、こうしたものは絶対に提供し得ないとすら言い得る。この歴大な仕事は、まったく不正にもしばしば主張されているところである、フランスの学問研究は、協同作業を計画し遂行する能力がないという意見に対する、最良の反論をなすものである。この協同作業が共通の思考法に支えられていたが故にこそ、幾世代もの文書管理官が、学識と、良心と、利害無視とをもって、歴史学の最大の利益のために、非常な労苦を費しながら、黙々として働いてきたのである。これと並んで国立文書館でも、その歴代館長のうち最も卓越したものはシャルティストであったが、一八六三年に、総長 (Garde Général) であったマルキ・ド・ラポルド (Marquis de La Borde) <sup>26)</sup> によって、目録の雄大な計画が立案され、それ以来、シュール・タルディン (Jules Tardif) <sup>27)</sup> ブータリック (Boutaric) <sup>28)</sup> ユリ・ヘルシエ (Elie Berger) <sup>29)</sup> ノール・ヴァロン (Noël Valois) <sup>30)</sup> シヤルル・サフラン (Charles Samaran) <sup>31)</sup> シヤルル・ブレバン (Charles Braibant) <sup>32)</sup> その他多数の努力によって、少しずつ実現された。シヤルル・V・

ラングロワ (Charles V. Langlois)<sup>(82)</sup> の文書館総長就任は、我々の国立文書館の組織に、際立って確実な推進力を与えた。彼がアンリ・スタン (Henri Stein) と協同で書いた「フランス史の文書類」(Les Archives de l'histoire de France)<sup>(83)</sup> 及びシャルル・セイニョボ (Charles Seignobos) と協同で書じた「歴史学研究入門」(L'Introduction aux études historiques)<sup>(84)</sup> を、シャルル・サイヤンによって、ラ・プレイブード (La Pléiade) 叢書中に刊行された歴史学の総合 (la synthèse de l'histoire) の近著<sup>(85)</sup> とともに、あらためて指摘する必要はないであらう。

文書館に散在する文献史料の研究及び分類と競合して、シャルティストは、カルチュレール (Cartulaires) と名づけられている、中世に形成された文書集成の印刷に手をつけた。カルチュレールは、他のあらゆる文献史料の集成に比して、同一機関に係る文書群を提供するという長所を有している。一八四〇年に公式にこの刊行の運営を委任されたバンジヤマン・ゲラールは、サン・ペール・ド・シャルトルのカルチュレールを刊行し、直ちに、サン・ベルタン、ノートル・ダム・ド・パリ及びサン・ヴィクトル・ド・マルセーユのカルチュレールの刊行がこれに続いた。<sup>(86)</sup> アンリ・スタン氏のフランス・カルチュレール書誌によれば、一九〇七年までにフランスでは、三百五十二のフランス・カルチュレールが刊行され、そのうち二百五十八、即ち三分の二以上が、エコール・デ・シャルトルの出身者によって刊行された。

最後に、エコール・デ・シャルトルの方法の表現そのものである、我らの国立文書館は、単に分類に關してのみならず、如何に小さくまとめても、次第に大量なものとなる文書類の保存や、破損した文献の、最も近代的な処理法による復元や、例えば公証人登記原簿 (Minutier des Notaires) といった、類 (fonds) 全体にわたるカード・システムによる検索についても亦、文書館学の頂点に立っている。

最後に、エコール・デ・シャルトル校長、ピエール・マロ (Pierre Marot) 氏のイニシアティブによって、一九五五年に創刊された雑誌「アルキヴィウム」(Archivium) は、文書館の諸制度につき情報を与えて比較に資するものであり、終には日本においても、日毎につる関心を呼びおこしている。

(II) さて、かくて歴史家は、彼が利用し得る文献史料と直面したわけである。第一の条件はそれらを読むことであり、従って書体学 (PALÉOGRAPHIE)こそが、エコール・デ・シャルトの教育の基盤である。のみならず、これは歴史学の基礎そのものである。フランスは、ベネディクト会以来、書体学については唯一の方法をしかもたなかった。即ちエコール・デ・シャルトのそれであり、十九世紀ヨーロッパの最も傑出した三名の書体学者、レオポール・ドリール (Leopold Delisle)<sup>(36)</sup>、アンリ・オモン (Henri Omont)<sup>(37)</sup> 及びモーリス・プルー (Maurice Prou)<sup>(38)</sup> は、その胎から生れた。書体学の教育は、古い筆跡を解読する事を学び、或はそれらを分類し、或はその発展の跡をたどることにあるのであるが、特殊な設備を要求する。即ち複写 (fac-similés) であり、これがこの学問の教育全般の必須条件ですらある。一八三九年以来、その有用性が認識され、シャンポリオン・フィジャック (Champollion Figeac) の指導下に、かの注目すべき石版複製集成の刊行が始められた<sup>(39)</sup>。以来それに系統的に選択された、かなりの数の写真彫版 (héliogravures) が加えられ、ティロの速記号 (notes Tironiennes)<sup>(40)</sup> 以後、解読の難かしさで有名な、トールーズの公証人原簿 (minutes notariales) にいたるまで、この主題のあらゆる側面が明らかにされるようになった。更に五世紀の、不整形な記号を帯びた木の棒、ヴァンダル人のタブレット (Tablettes Vandales) を挙げよう。これらは、エコール・デ・シャルトの書体学の教授、シャルル・ペラ (Charles Perrat) 氏によって解読された<sup>(41)</sup>。書体学の系統的教育は、エコール・デ・シャルトでは決して死物の研究ではない。これを教えるものは絶えず、聴講者に「発見者」の感激を伝えようと努めるものであり、又彼が、シャルティストが手写本を前にして感じる筈の「書体学的なおのき」(frisson paléographique) を聴講者の間に呼びさまさなかつたならば、まったくの失敗と感ずることであろう。旧エコール・デ・シャルト校長、モーリス・プルーの書体学の提要は、この問題に関する権威となっている。

(III) 文書が解読され且転記されると、更にそれを理解することが残る。このことは言語学 (PHILOGIE) の領域に属する。中世の文書は、その大多数がラテン語である。しかし教皇庁文書局 (Chancellerie pontificale) のラテン語が、

例えばイノケンティウス三世の下で、稀にみる美文の段階に達したにしても、文書のラテン語は反対に、もしそれを真にマスターしようと欲すれば、特別な研究を必要とする野蛮な言語である。この分野で他のすべてにぬきんでて君臨しつつ、すでに越えがたい完成度に達しているために、これを改良する余地がない。

しかし文書の多数は、俗語、即ち *langue d'oïl* 又は *langue d'oc* でも書かれており、これらの古い方言の知識は、この種の文献史料の分類及び刊行にとって必要である。これらの教育は、エコール・デ・シャルトでは、ロマン語研究の一般的入門の性格をとった。ここでのパイオニアは、ゲッサル (Guesard) とモンティグロン (Montaignon) であつた。しかしロマン語学の巨匠は、論議の余地なく、一八八二年から一九一六年までの三十四年間、エコール・デ・シャルトの校長であつたポール・メイヤー<sup>(47)</sup>であつた。彼は一八七二年に、これも亦シャルティストであるガストン・パリス (Gaston Paris) と共に、「有名な「ローマニア」(Romania) 誌<sup>(48)</sup>の発刊者であり、ついで一八七五年には、「フランス語古テクスト刊行会」(Société des anciens textes Français)<sup>(49)</sup>の創立者であつた。この二人の精神は、純粹に知的な友情で結ばれてはいたが、おたがいに正反対であつた。ポール・メイヤーの考察の精密さ、余りにも鋭く、余りにも透徹し、時としては辛辣にすぎる彼の批判、彼の謬りのない言語は、その筆によるよりは、その詞によってはるかに広汎な作用を及ぼした。ガストン・パリスのあふれるような雄弁と対峙していた。人々はヨーロッパ中のあらゆるところから、彼の教育をうけに馳せ参じた。彼ら二人があつてこそ、一時はドイツが我々からその王笏をうばおうと意図した、フランスのロマン語学の復興を、彼らはおたがいに相おぎないながら、企劃し、遂行し、貫徹したのである。これらの著名な名前とならんで、フランス武勲詩 (épopées) を周知せしめたレオン・ゴージェ (Léon Gautier)<sup>(50)</sup> の名や、歴史学者にして言語学者、「フランス語広辞典」(*Dictionnaire général de la langue française*) の創始者であるアントワーム・トマス (Antoine Thomas)<sup>(51)</sup> の名や、プロヴァンス語やトルバンドゥアル (troubadours) の詩を世に知らせたアルフレッド・シャンロン (Alfred

Jeanroy<sup>82)</sup>の名をも、同時に想起すべきであろう。

(IV) 古文書を理解した後に重要なことは、その歴史的価値を識別することである。ここで別箇の学問、法文書(actes)や公文書(diplômes)の研究、即ち文書形式学(DIPLOMATIQUE)が介入する。文書形式学の目的は、オリジナルとコピーとを、真正な文書と偽文書とを区別することである。又、ことコピーに関しては、そこに導入されている竄入(interpolations)を見わけねばならない。文書形式学は、文書を形式(forme)という観点から考察する。文書形式学は、その際に書式集(formulaire)の研究を行なうが、そのことよって、その効用は、はじめには考えられない範囲におよぶ。何となれば、文書作製の諸規則の知識を欠いていたことで、如何に多くの歴史家たちが、単なる様式上のきまり文句(formule)に、それらにはない特殊な価値を賦与していることであろうか。我々が誤った判断を避けようとするならば、ある種の定式(formule)は不動のものとなり、すべての意味を失なった後にも使用され続けていることに注意する必要がある。こうして、特に中世に関する場合には、ある君主(souverain)の名による冒頭句をもつ法文書から、我は余りにもしばしば、この君主が、かくかくの事件に、個人的に関係していると結論するかたむきがある。時にはそこから、君主の精神的性格の諸特徴が導き出されるにいたることさえある。即ちこれらが文書形式学が警戒している、でたらしめな演繹である。他方、文書の批判は、十九世紀にならないと、学術的に完全な公正さに到達し得なかった。文書が実用面で、有用なものであった限りは、一文書の断罪が、主張や特権を破壊しかねなかったし、又その復権が、他人の諸権利を創出しかねなかったのである。しかし文書が法的価値をすべて失なうて、歴史的文献史料にすぎなくなると、後顧のうれいなく、誰かを利し、あるいは犯すという危懼なしに、それらを自由に批判することが可能となる。

エコール・デ・シャルトで遂行された文書形式学的批判の諸研究は、注目すべき綜合に達した。エコール・デ・シャルト教授ジリー(Giry)の、一八九三年に出た、文書形式学概論(Manuel de diplomatique)がそれである<sup>83)</sup>。

しかし、それよりかなり前に、一八五六年以来、レオポール・ドリール(Léopold Delisle)が王の文書形式学の分野

での創始者であった。彼は、一八五六年に出た「フィリップ・オーギュスト文書カタログ」(Catalogue des Actes de Philippe Auguste<sup>(87)</sup>)で、フランス王の真正文書刊行の方法に、途を拓いたのである。カロリング時代以来のフランス諸王の文書集成が次々と出版されるにつれて、カペー諸王の書式の発展のすべてが、少しずつ明らかになった。ついにエコー・デ・シャルトの文書形式学的方法は、一九六二年に出た雄篇にその到達点を見出した。三十五年間この分野をエコー・デ・シャルトで教えて来た、ジョルジュ・テシエ (George Tessier) 氏の「フランス王文書形式学」(La diplomatie royale française<sup>(88)</sup>)がそれである。レオポール・ドリールは、同時に、教皇文書形式学の分野でも、創始者であった。彼の「イノケンティウス三世の文書」(Actes d'Innocent III)に関する論文<sup>(89)</sup>は、教皇文書摘要簿 (Registres pontificaux) 刊行の出発点であった。これらの摘要簿刊行の名誉は、ローマ・フランス学院 (L'École française de Rome) に帰してはいるが、しかし、「イノケンティウス四世文書摘要簿」(Registres d'Innocent IV)をもってその創始者であったエリー・ベルジェ以来、十六編纂者のうち十三人がエコー・デ・シャルトから出ていることは、是非とも指摘しておく必要がある。この刊行は他方、歴史家に歴史学的文献史料の宝库をひきわたしたという効用以上に、他の効用があった。この刊行は、一八八〇年までは「何人も入らず、何物も出でず」と言われていた、ヴァティカンの文書庫の開放のきっかけであったのである。

(V) しかし、形式の研究は、そのみでは法文書の全き知識を与えるものではない。文書形式学が公法 (INSTITUTIONS PUBLIQUES) 学に、一步をゆずらざるを得ぬ点が存するのである。過去のフランスの政治行政機関に関する研究は、ブータリック (Boutaric)<sup>(90)</sup>がその創始者であった。社会階級の研究、封建制の誕生、コミュニティ運動は、シャルティストによって、それらを枚挙しようと思うだに数が多すぎる程の研究の対象となった。カペー王権とその諸機関も亦、エコー・デ・シャルトの研究の対象となった。その当時まで歴史家は、一般王令 (Les Ordonnances générales)<sup>(91)</sup>の彼方を、その他の文献史料がおびただしく、且分散しているにおそれをなして、一切眺めようとはしなかったのであ

る。一方、十三世紀以来の王権の作用を計り、行政諸機関の機能を説明するために拠らねばならぬのは、王の行政命令書 (Les mandements royaux) であり、地方行政書類 (Les papiers des administrations locales) であり、訴訟書類 (Les pièces de procédure) であり、王の諸裁判権者の印を付した文書 (Les actes passés sous le sceau des juridictions royales) である。<sup>(85)</sup> その際にこそ我々は、諸制度の眞の働きを、生きた姿でとらえるのである。アルフレッド・コヴァル (Alfred Coville) が地方三部会 (Etats provinciaux) に、フェリックス・オーベル (Félix Aubert) がパリ高等法院 (Parlement de Paris) に、ノエル・ヴァロワ (Noël Valois) が国王顧問官会議 (Conseil du Roi) に、ギユスタヴ・フニエ (Gustave Fagniez) に、デュポン・フェリエ (Dupont-Ferrier) に、最も最近ではフェルディナン・ロート (Ferdinand Lot) とロベール・ファヴティエ (Robert Fawtier) とが、財政史に適用したのは、この方法であった。

(VI) しかし公権による文書は、多分文書の最大多数をしめるものではない。私文書、即ちあらゆる種類の契約、借貸借、売却、贈与、遺言こそは、文書の小銭とも言うべきものであり、それらを理解するためには、旧フランスの私法 (DROIT PRIVÉ) を知ることが不可欠である。エロール・デ・シャルトの方法を、法史の研究に適用することは、非常な困難を課した。事実如何なる学問も、これ以上に、法 (Lois) や法典 (Codes) のテキストの研究にこだわることがなく、又これ以上に、抽象的思弁にとじこもったものもない。原則を課するものである法の研究に、それらの原則を作用に移す文書の検討を結びつけようとすることは、最初は一種の革命と見られた。しかしながら、文書は法にとって、生き、且動く註釈である。一八五九年以来、ウージェネス・ド・ロジエール (Eugène de Rozière) によって刊行された、最初の法書式集成 (recueils de formules) を、ロドلف・ダレスト (Rodolphe Dareste) とアドルフ及びジュール・タルディン (Adolphe et Jules Tardif) の慣習法書 (Coutumiers) の最初の諸版は、一時期を劃し、彼らの息子にして甥のジュール・タルディン (Joseph Tardif) は、ノルマンディ慣習法 (La Coutume de Normandie) の研究で、

その名を冠することとなった。<sup>(16)</sup>しかし、法史の分野でのエコール・デ・シャルトの方法は、ポール・ヴィオレ (Paul Viollet) が一八八五年、一八九三年及び一九〇五年に出した有名な概論<sup>(17)</sup>によって、はじめて真に完成された。ヴィオレは実際に現実主義者として登場する。彼は抽象的な法律体系に、一切とらわれなかった。彼が探究したものの、それは事実であった。彼は合法的な名目をもたない力、法典化されてはいないが、しばしば最も実効力のある力によって、挫折させられる立法者の権力を示すことに専念していた。彼が書いたもののページのすべてからほとばしり出る彼の人格は、魅力にあふれ、且生き生きとしている。彼は我が師であり、私は二十五年間彼の講座を占め、そこで、彼が我々に教えた方法によって、私法及び教会法史の講義をする名誉を有した。しかし、私個人の比較法への興味やみがたく、それによって拡張をほどこした。土地に関する歴史家、ロジェ・グラン (Roger Grand)<sup>(18)</sup>氏は、私の直接の先任者であった。

教会法は、その研究を無視し得るには、中世フランス法の中に、事実余りにも深く入りこんでいる。中世法史家は、公・私法を問わずすべて、殆んど必然的に教会法の研究へと導かれた。エコール・デ・シャルトがこの分野で生んだ巨匠はポール・フルニエ (Paul Fournier)<sup>(19)</sup>であり、その教会法集成の研究は、この問題について書かれ得たすべてに、依然として卓越している。

(VII) 今までにのべてきた六学科群によって、過去の法行為や文書についての完全な理解に到達したのも、それだけですすますわけには行かない。歴史は、文書類の文献史料と、同時代の年代記者の物語 (recits) との、批判的結合によってしか書かれ得ないのである。前者は事実を提供する。しかし後者は、時としてそれらの原因、状況、結果を識別し得るようにする。彼ら年代記者の意見を知るとは、たとえそれが彼らの物語の価値を論ずるためであるにせよ、不可欠である。記述テクストの様々のジャンルを特徴づけ、フランスや隣接諸邦で作られた作品のうちで、知っておくだけの重要性のあるものを列挙し、それらを派 (Ecole) 又は主題別に分け、それらの各自が、如何なる時代、如何なる地域、如何なる人物、あるいは如何なる事実について、情報 (renseignements) を与え得るかを示し、権威を評価し、且そのため

に作者と、その編纂の環境とを研究することによって成立する学術を、我々は記述史料学 (HISTORIOGRAPHIE) と呼ぶ。この学術は、これら記述史料の信憑性をはかり、物語がその構成要素をくみとった源泉をさぐり、これらの原型を決定し、最後には、それらの相づく編纂過程を区別し、その最良の版を指示する。エコール・デ・シャルトでは、二学年間この分野について教える。フランス史記述史料の講義は、一八八二年にはじめて創設され、まず十五世紀を専門とする歴史家シメオン・リュース (Siméon Luce)<sup>(23)</sup> にゆだねられた。一八九二年に、比類なき巨匠オーギュスト・モリニエ (Auguste Molinier) が彼と代ったが、後者は、五巻本で、「フランス史料、起源からイタリア戦役まで」(《Sources de l'histoire de France, des origines aux guerres d'Italie》) の総合をなした<sup>(24)</sup>。これは編年記 (annales) 年代記 (chroniques) 傳記 (biographies) の、批判的な、且成立年代頃の総覧 (répertoire) であり、中世の歴史的文献に関する最も完全な歴史を含む、貴重な作業便覧である。この巻を通読しつつ、我々は、一世紀の間にシャルティストによって刊行された、あらゆる種類の編年記や年代記のおびただしさに驚かされる。

(VIII) 書かれた文献史料のみが、過去に関して証言すべく喚問される証人ではない。歴史家が、記念物 (monuments) やその他の遺物 (vestiges) が、要するに考古学 (ARCHÉOLOGIE) の分野に属するものもたらす情報を考慮に入れぬ場合に、消え去った世代の物質生活について彼は、充分に通じているとは言えないであろう。建造物 (édifices) や絵画や彫刻は、それらが利用される前に、文書や年代記とまったく同様な批判をへ、正確に年代を決定するという条件の下に、我々の先祖の精神的知的生活について、我々を啓蒙してくれる。考古学は、エコール・デ・シャルトでは、一八四六年以来教えられている。ジュール・キシエラ (Jules Quicherat)<sup>(25)</sup> が最初にこの席を占め、謬ることのない方法をもたらした。彼の後に、彼にならって考古学者の大軍団を作り上げたのはロベール・ド・ラスティリー (Robert de Lasteyrie)<sup>(26)</sup> であり、彼らの著書は、今日考古学の全分野での権威となっている。私はここに、ブリュタリス (Brutalis)<sup>(27)</sup> カミーユ・アンラール (Camille Enlart)<sup>(28)</sup>、ワーシエヌ・ルフェーヴル・ポンタリス (Eugène Lefèvre-Pontalis)<sup>(29)</sup>、マルセル・オーベル (Marcel Aubert)<sup>(30)</sup> の名をあげるにとどめたい。エコール・デ・シャルトでの教育は、今日ジャン・ユム

ール (Jean Hubert) によって確保されている。しかし私はこれ以上言葉を重ねようとは思わず、同様に、貨幣学 (numismatique) / 印圖学 (sigillographie) 及び紋章学 (blason) が、前世紀にシャルティストによって全く一新されたことを記憶されたく、一言するにとどめよう。

(IX) 一般には第一番目にあげる習慣となつてゐる学術、即ち書誌学 (BIBLIOGRAPHIE) について、我々がいまだに語つておらぬことは、奇異に思われるかも知れない。これこそ正に、エコール・デ・シャルトの方法が、セカンド・ハンドの著書の仲介によって過去に達することを避け、何よりもまず、自分自身が過去と直接接触することを命じているからである。又、この学問は学生たちに、第一学年から教えこまれてはいるが、これは、すでに徹底的に研究されつくしたテーマに体あたりしたり、既刊テキストを未刊と思ひこんだりすることを避けるためである。学生たちは同時に、彼らのテーマについて、悪いことや、とるに足らぬことや、良いことすらも、書かれてゐる可能性のあるすべてについて、予備的な読書を即刻始めるように、きつぱりと申し渡されるが、この読書は彼らに先入観を与え、彼らが文献史料に直面するであろう日に、彼らの知覚をにぶらせる以外の効果はない。その技量のたしかかな学生にとっては、その研究や方法をコントロールする術のない先輩たちの示唆によって、まず最初に彼の精神をみたしてしまわない方が、彼自身の着想がよりよく芽生えることであらう。反対に、一度研究作業が完了し、彼自身の着想がはつきりと姿をあらわし、彼の綜合が熟するや、その時にこそ、テーマについて、すでになされた演繹と、彼自身の演繹とを対決させる必要が生じるであらう。この瞬間に良き研究者は、愚劣さと俗悪さが無限にくりかえされてゐる一連の著書を、一瞥をもって一掃するのである。彼はテキストに直接ふれることをしなかつた歴史家たちの構成物に、いささかもとらわれることはない。又彼が、彼のテーマの一部が、誰か誠実な歴史家によって、すでに研究されてゐることを、最後に発見するならば、その時こそ事態は、彼にとつて極めて興味あるものとなるであらう。何となれば、同様に良心的な二人の歴史家が、同一テキストについて研究した場合(例えばメロヴィング王令 *Precepte mérovingien* を挙げよう)、<sup>(8)</sup> 確実に同じ結論に達することは、極めて稀だからで

ある。フランス地方史及び一般史研究の著書で、シャルティストによって書かれたものの量は莫大なものであるが、その中で、我々を絶えず驚かせるのは、すでに開拓されたと考えられていた分野をとりあげて、新文献史料をもたらし、それらによって新しい視野を打たてたもの、要するに歴史学を進歩させたものの数である。これこそ真に、エコール・デ・シャルトの方法の勝利である。

書誌学の学術から、要するにその実用化にすぎぬものである図書館学(BIBLIOTHECONOMIE)に移るのは、極めて当然である。書籍の入手にとってそうであるように、それらの組織的分類や、又同様に検索にとって必要な事を理解するためにも、よい方法を身につけた司書が他のすべてに対してもつ優越性は否みがたい。図書館は図書館と同様に重要な歴史の貯蔵庫である。これは単に、図書館がしばしば、様々な途を通じて流出した公式書類の多数を集めているからのみではなく、更に文学的作品、編年記や年代記の手写本が、すでに見た如くに、公・私文書について、過去の再構成に必要なだからである。エコール・デ・シャルトは、図書館のそれ程ではないが、しかし有効な方法で、図書館の管理に参与してきた。その参与する度合いは日毎に高まっており、かくて図書館に、歴史的文献史料のセンスを導入したのである。我が国のパリの国立図書館の組織、特にレオポール・ドリールの業績である手写本部の制度は、正しく模範たり得るものである。エコール・デ・シャルトを出た司書は、絶えず、図書館とは生きた機関であり、まず公共に最も利益のあるような機能を確保することが重要であるという、極めて純粹な感情を有して来た。今日一般的に認められている図書館学の諸原則の多くは、エコール・デ・シャルトによって革新されたものである。

二十世紀にフランスが、海外に図書館や図書館を設置した際に、フランスはその実現を、アルシヴィスト・パレオグラフに一任した。例えば、この分野における模範的な組織者である、ピエール・ド・スニヴァル(Pierre de Cenival)によって創設された、フランス保護領モロッコの図書館及び文書館組織の場合がそれである。同様にC・フォール(C. Faure)氏によって創設されたセネガル及びフランス領西アフリカの図書館及び図書館の場合がそれであり、最後に今は

なき同僚ポール・ブーデ (Paul Boudet) 氏によって、一九一八年以来、すみずみまで創り上げられた東京<sup>トシケン</sup>及び安南の文書館と図書館の場合もそれである。

これらの諸国が、新時代とともに独立を獲得した後も、そこからエコール・デ・シャルトに若者が送られ続けた。彼らは外国人留学生として来、フランス人と同じ学位記 (diplôme) を与えられて去る。こうして毎年、若い安南人や、チュニジア人や、セネガル人や、マダガスカル人が、四学年の勉学や研究の後に、フランス人学生と同じ試験をうけ、アルシヴィスト・パレオグラフの資格を与えられている。このことは彼らに、その故国で、実用上極めて有用であると評価されており、しかも他では得られなかったであろう方法を、適用することを許すものである。

結びにあたって私に残されていることは、私が少なくとも三十年来立てている祈念を新たにすることであろう。しかしこの祈念は、今日、過去においてよりは、はるかに実現可能なように、私には思われる。それは、日本の若い学者が、真の歴史学への熱意と情熱とに充ちて、エコール・デ・シャルトの学生生活を共にしに来るのを見ることである。私はもとよりエコール・デ・シャルトが、そのベンチに、吉川・森・下野・鷺田の諸氏の如き、すでに一家をなしている若い教授を、聴講生の資格でむかえたことを知っている。私は彼らが、そこで耳にしたことから、利益を引出したであろうことを確信している。しかし私はより多くを望みたい。一乃至二学年は、エコール・デ・シャルトの方法を身につけようとする最上の意図をもってしても、充分ではない。必要なことは、その学科課程全体を履修することである。外国人学生に対する入学試験の問題は、同等学力認定 (équivalences) によって解決されている。しかし必要なことは、続いて一学年一学年と三年間、少しずつしか身につかないシャルティスト修行の途をたどることである。それに続く六ヶ月の期限で、教えられた方法に応じて作製された論文を、これらの方法が真に我がものとなったことを充分に示すために、提出せねばならぬ。私はこれが多くを求めることであることを承知している。何となれば、程度の高い日本の学校教育は、すでに極めて長い在学年限と、困難な学習とを要求しているし、のみならず、若い研究者を二年以上フランスに留めておくことを許す諸便

宜は、これから創り出されねばならないからである。しかも私は、これらの困難は、他日解決を得るであろうと信じている。日本人の歴史家の何人かが、シャルティストの試鍊をへるであろう際に、私は彼らが、この国において、西洋史を教えるものにとつてのみではなく、日本史を研究するものにとつても、ハン種となるであろうことを疑わない。しかして他日、私は日本の若者の研究の熱意をよく知るが故にそれを保証するが、日本にもエコール・デ・シャルト、即ち文書学校が設立されるにいたるであらう。

## 訳者註

- (24) 《Registres》とは、文書を受け、且発する度に、多くはその常套句をばぶいて、主文又は要点のみを記録する帳簿を言つ。時としては、教皇庁のそれの如く、全文を転記する場合もある。《Cartulaires》と対照的に用ゝられるタームである。訳者註(33)参照。
- (25) 《fonds anciens》と《fonds modernes》とは、一七八九年で分けられる。即ち前者は、革命以前の古文書を収めるが故に殆んど増加の可能性がなく、従つて「閉ぢられた部門」(fonds fermés)である。後者は、現在でも日々行政官庁等から書類が搬入されてゐるから、「開かれた部門」(fonds ouverts)である。
- (26) LABORDE (Léon, marquis de : 1807-1869). 一八五六年に Directeur d'Archives impériales に就任。
- (27) 訳者註(33)(35)(37)(38)(39)。
- (28) BRAIBANT (Charles : 1889-).
- (29) LANGLOIS (Charles-Victor : 1863-1929). 一九一三年から一九二六年まで文書館総長。
- (30) STEIN (Henri : 1852-1940), LANGLOIS (Ch. -V.) et STEIN (H.), *Les Archives de l'histoire de France*, Paris, 1891-1893, 3 vol.
- (31) SEIGNOBOS (Charles : 1854-1942), LANGLOIS et SEIGNOBOS, *Introduction aux études historiques*, Paris, 1898.
- (32) SAMARAN (Charles : 1879-). *L'Histoire et ses méthodes*, publ. sous la direction de Charles SAMARAN Paris, 1961 (*Encyclopédie de la Pléiade*, t. XI).
- (33) 《cartulaire》, 《cartularia》とは、例えばある修道院とつた特定法人に関する全文書を、その手で、その全文を省略なしに収録した文書集成である。訳者註(24)参照。
- (34) GUÉRAND (Benjamin-Edme-Charles : 1797-1854) が *Collection de documents inédits* のために刊行したカルチキールは次の如し。 *Cartulaire de l'abbaye de Saint-Pere de Chartres*, 1840, 2 vol. ; — *Cartulaire de l'abbaye de Saint-Bertin*, 1840, 1 vol. ; — *Cartulaire de l'église Notre-Dame de Paris*, 1850, 4 vol. (publ. par GUÉ-

RARD, MARION et DELOYE) : — *Cartulaire de l'abbaye de Saint-Victor de Marseille*, 1887, 2 vol. (GÜÉ-RARD, MARION et DELISLE).

(35) STEIN (H.), *Bibliographie générale des cartulaires français ou relatifs à l'histoire de France*, Paris, 1903.

(36) DELISLE (Léopold-Victor : 1826-1910). 一八七四年から一九〇五年まで国立図書館長。業績数は極めて多く、多岐にわたるが、書体学のそれとしては、例えは *Album paléographique*, éd. pour la Société de l'École des Chartes, Paris, 1887, 訳者註 (54) (56) 参照。

(37) OMONT (Henri : 1857-1940). *Reproductions de manuscrits et miniatures de la Bibliothèque nationale*, Paris, 1901- ; — *Listes des recueils de fac-similés et des reproductions de manuscrits conservés à la Bibliothèque nationale*, Paris, 1903, etc.

(38) PROU (Maurice : 1861-1930). *Manuel de paléographie latine et française du VI<sup>e</sup> au XVII<sup>e</sup> siècle*, suivi d'un dictionnaire des abréviations, avec 23 fac-similés en phototypie, Paris, 1890 ; — *Manuel de paléographie. Recueil de fac-similés d'écritures du XII<sup>e</sup> au XVII<sup>e</sup> siècle (manuscrits latins et français)*, accompagnés de transcriptions, Paris, 1892 ; — *Nouveau recueil de fac-similés du XII<sup>e</sup> au XVII<sup>e</sup> siècle (manuscrits latins et français)*, accompagnés de transcriptions, Paris, 1896 ; — *Manuel*

*de paléographie. Recueil de fac-similés d'écritures du Xe au XVII<sup>e</sup> siècle (manuscrits latins, français et provençaux)*, accompagnés de transcriptions, Paris, 1904.

(39) CHAMPOLLION-FIGEAC (Jean-Jacques : 1778-1867). 一八一九年以來、エコール・デ・シャルトの書体学と文書形式学の教授。 *Recueil de fac-similés de chartes et manuscrits à l'usage de l'École des Chartes*, Paris 1837-1910, 9 vol.

(40) Tiro (Marcus Tullius) は、キケロの解放奴隷で、彼の秘書でもあった。テイロは一連の速記号を發明したと伝えられ、十二世紀までの略記号の多くは彼は歸せられてゐる。解説極めて困難で、九—十一世紀にすでに一種の碎書 (*commentarii*) が出来た程であるが、使用頻度の高い約三千二百七十は、dom Carpentier (1737) 以來解説が進められた。SAMARAN, *L'Histoire et ses méthodes*, pp. 586-587.

(41) 有名な《*Tablettes Albertini*》は、マルジュリアのテベッサ (Tebessa) 即ち Vindonissa の Herculanium のタブレット群である。五世紀ヴァンダルの私文書であり、その協同研究の書体学をペラが担当した。Chr. COURTOIS, L. LESCHI, Ch. PERRAT, Ch. SAUMAGNE, *Tablettes Albertini. Actes privés de l'époque vandale (Fin du Ve siècle)*, Paris, 1952 ("Pub. du Gouvernement Général de l'Algérie, Service des Antiquités"), avec album de XLVIII pl.

- (42) 記述註 (88)°
- (43) QUICHERAT (Jules : 1814-1882). 中ノコトヲ集ルル事ヲ集ルルコトヲ取ルル事ヲ云ク [記述註 (9)]° *De la formation française des anciens noms de lieu : traité pratique suivi de remarques sur les noms de lieu fournis par divers documents*, Paris, 1867 ; — *Procès de condamnation et de réhabilitation de Jeanne d'Arc, dite la Pucelle, publiés pour la première fois d'après les manuscrits de la Bibliothèque nationale, suivis de tous les documents historiques qu'on a pu réunir et accompagnés de notes*, Paris, 1841-1849, 5 vol. (Coll. de la Société de l'histoire de France). etc.
- (44) GUESSARD (Francis : 1814-1882). *Grammaires provençales de Hugues Faidit et de Raymond Vidal*, Paris 1839 ; — *Le ministère du siège d'Orléans*, 1862 (Doc. inédit.) ; — *Anciens poètes de la France*, Paris, 1859-1870, 10 vol. 第①-第⑩。
- (45) MONTAIGLON (Anatole de Courde de : 1824-1895). *Recueil général et complet des fabliaux des XIII<sup>e</sup> et XIV<sup>e</sup> siècles, imprimés ou inédits, publiés avec notes et variantes d'après les manuscrits*, Paris, 1872-1890, 6 vol.
- (46) MEYER (Paul : 1840-1917). 中註° *Etudes sur la chanson de Girard de Roussillon*, 1861 ; — *Etudes sur les auteurs de la chanson de la Croisade contre les Albigeois*, 1865 ;
- (47) — *Recherches sur l'épopée française*, 1867 ; — *Les derniers troubadours de la Provence*, 1869-1870 ; — *La poésie lyrique des peuples romans*, 1876 ; — *Alexandre le Grand dans la littérature française du moyen âge*, 1886, 2 vol. ; — *Rapports de la poésie des troubères avec celle des troubadours*, 1890. 中ノコトヲ理ルル Société de l'histoire de France (La Chanson de la Croisade albigeoise, 1875-1879 ; l'histoire de Guillaume le Maréchal, 1891) ♀ Société des anciens textes français (Brun de la Montaigne, 1875 ; Daurel et Breton, 1880)° 中註° Anciens poètes de la France (Aye d'Avignon, 1861 ; Gui de Nanteuil, 1861) 中註トナルコトノ中ノコトヲ云フ。
- (48) PARIS (Gaston : 1830-1903). *Histoire poétique de Charlemagne*, 1865 ; — *Manuel d'ancien français. La littérature française au moyen âge (XI<sup>e</sup>-XIV<sup>e</sup> siècle)*, Paris, 1888 ; — *Esquisse historique de la littérature française au moyen âge (depuis les origines jusqu'à la fin du XV<sup>e</sup> siècle)*, 1907. 講義講義演集ノ中ノコトヲ *La poésie du moyen âge*, 2 vol., t. I, 5e éd., 1903, t. II, 3e éd., 1906. 中註°
- (49) *Romania*, Revue trimestrielle consacrée à l'étude des langues et littératures romanes, Paris, depuis 1872. 百四十五卷を刊行° 一九六四年以来 Johnson Reprint Corporation, New York 中ノコトヲ プリンント云行中。
- (50) GAUTIER (Léon : 1832-1897). *Les épopées françaises*,



は王の役人 (例えば Ballivo Bituricensi 等) で、次第にフランス語のものが多くなる。外形は横長の羊皮紙を用い、その下端に横に切目を入れ、左端を残して帯状に切はなす。その右端に印を付す (Lettres scellées... sur simple queue)。内容は一般行政命令の外、Tessier など (Tessier の手紙) 宛に、Lettres de grâce, lettres de justice, lettres de finances, lettres de sang 等がある。又印籠 (seau) 等有る各郵局が、その職印やその印籠の文書を送行する (Tessier, *op. cit.*, p. 244 et suiv.)

- (18) COVILLE (Alfred : 1860-1942), *Les États de Normandie, leurs origines et leur développement au XIV<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1894.

- (19) AUBERT (Félix), *Histoire du Parlement de Paris*, t. I, Paris, 1894 ; — *Nouvelles recherches sur le Parlement de Paris*, N. R. H. D., XL, 1916.

- (20) VALOIS (Noël : 1885-1915), *Le Conseil du roi aux XIV<sup>e</sup>, XV<sup>e</sup> et XVI<sup>e</sup> siècles*, Paris, 1888 ; *Fragment d'un registre du Grand Conseil de Charles VII (mars-juin, 1455)*, dans *Annuaire-Bulletin de la Société de l'Histoire de France*, 1882 et 1883 ; — *Le Conseil du roi pendant la première année du règne de Charles VIII*, dans *B. E. C.*, XLIII (1882), XLIV (1883).

- (21) FAGNIEZ (Gustave : 1842-1927), *Études sur l'industrie et sur la classe industrielle à Paris aux XIII<sup>e</sup> et XIV<sup>e</sup>*

*siècles*, Paris, 1877 (*B. E. H. E.*, fasc. 33) ; — *Economie sociale de la France sous Henri IV*, Paris, 1897.

- (22) DUPONT-FERRIER (Gustave : 1865-1956), *Les officiers royaux des baillages et sénéchaussées et les institutions monarchiques locales en France à la fin du moyen âge*, Paris, 1902 (*B. E. H. E.*, fasc. 145) ; — *Études sur les institutions financières de la France à la fin du moyen âge*, Paris, 1930-1932, 2 vol. ; — *Nouvelles études sur les institutions financières de la France, à la fin du moyen âge : les origines et le premier siècle de la Chambre ou Cour des Aides de Paris*, Paris, 1933 ; — *Nouvelles études sur les institutions financières de la France à la fin du moyen âge : Les origines et le premier siècle de la Cour du Trésor*, Paris, 1936 (*B. E. H. E.*, fasc. 268) ; — *Gallia Regia ou état des officiers royaux des baillages et des sénéchaussées de 1328 à 1515*, Paris, 1942, 3 vol.

- (23) LOT (Ferdinand : 1886-1952), FAWTIER (Robert : 1885-1966), 同氏の著書は各巻の巻末に、同著者の著書に關するものとして、*Le premier budget de la monarchie française*, Paris, 1932 (*B. E. H. E.*, fasc. 259) ; — *Histoire des institutions françaises au moyen âge*, t. II, *Institutions royales (Les droits du Roi exercés par le Roi)*, Paris, 1958.

- (24) ROZIÈRE (Thomas-Louis-Marie-Eugène de : 1820-1896) :

—*Recueil général des formules franques du Ve au Xe siècles*, Paris, 1859, 3 vol.

(8) DARESTE(DE LA CHAVANNE, Rodolphe:1824-1911).

彼等はロムキニシテ法及ビ論文の撰記者ニシテ有シキモノ  
カ' coutumier ヲシテ *Le grand coutumier de France, Nouvelle édition*, éd. par Ed. LABOULAYE et R. DARESTE, Paris, 1869. 参考

(8) TARDIF (Adolphe), TARDIF (Jules : 1827-1882), 参

照シテ *Monuments historiques, cartons des rois*, Paris, 1866 (*Coll. Inventaires et Documents*). 参モルモノニ 臣  
者ノ共ニシテ *Privileges accordés à la couronne de France par le Saint-Siège* (1224-1622), 1855 (*Coll. doc. inédit.*) 参考

(9) TARDIF (Joseph), *Coutumiers de Normandie*, Rouen et Paris, 1881-1903, 2 tomes en 3 vol.

(1) VIOLLET (Paul-Marie : 1840-1914). *Histoire du droit civil français*, Paris, 1885, 2<sup>e</sup> éd., 1893, 3<sup>e</sup> éd., 1905.

(2) GRAND (Roger : 1874- ), et DELATOUCHE (Raymond), *L'Agriculture au moyen âge, de la fin de l'empire romain au XIV<sup>e</sup> siècle* (*L'Agriculture à travers les âges*, Coll. fondée par Emile Savoy, t. III), Paris, 1950.

(3) FOURNIER (Paul : 1853-1935). *Les Officialités au moyen âge*, Paris, 1880 ; — *Etudes sur les fausses Décretales*, Louvain, 1907 ; — *Histoire des collections canoniques en Occident depuis les fausses Décretales jusqu'au Decret*

*de Gratien*, Paris, 1931-1932, 2 vol. ; — *Les Collections*

*canoniques attribuées à Yves de Chartres*, dans B. E. C, LVII (1896), pp. 645-698, LVIII (1897), pp. 26-77, 293-326, 410-444, 624-676.

(4) LUCE (Siméon : 1833-1892). *Histoire de Bertrand du Guesclin et de son époque*, 2<sup>e</sup> éd., Paris, 1882 ; — *La France pendant la guerre de cent ans, épisodes de la vie privée du XIV<sup>e</sup> au XVI<sup>e</sup> siècles*, Paris, 1890-1894, 2 vol. ; — *Histoire de la Jacquerie, d'après des documents inédits*, 2<sup>e</sup> éd., Paris, 1894. 参モ フロissart, *Chroniques*.  
○ フロissart ノ 撰記 者 也

(5) MOLINIER (Auguste : 1851-1904). *Les Sources de l'histoire de France, des origines aux guerres d'Italie* (1494), Paris, 1901-1904, 5 vol., t. VI, *Table générale*, par Louis POLIN, Paris, 1906. ヲハナニテ 参照 せヨ

(6) QUICHERAT, *Mélanges d'archéologie et d'histoire*, t. II, *Archéologie du moyen âge*, publ. par R. de Lasteyrie, Paris, 1886 ; — *De l'ogive et de l'architecture dite ogivale*, dans *Revue archéologique*, VII, 1850 ; — *De l'architecture romane, id.*, VIII-XI, 1851-1854. 参照 せヨ

(7) LASTEYRIE (DU SAILLANT, Robert de : 1849-1921), *L'Architecture religieuse en France à l'époque romane, ses origines, son développement*, Paris, 1912, 2<sup>e</sup> éd. revue et augmentée par M. Aubert, Paris, 1929 ; —

- L'Architecture religieuse en France à l'époque gothique*, ouvrage posthume publié par les soins de M. Aubert, Paris, 1926-1927, 2 vol.
- (78) BRUTTALIS (Jean-Auguste : 1859-1926), *L'Archéologie du moyen âge et ses méthodes, Études critiques*, Paris, 1900 ; — *Précis d'archéologie du moyen âge*, Toulouse, 1908, 2<sup>e</sup> éd., 1924 ; — *La Géographie monumentale de la France aux époques romane et gothique*, Paris, 1928.
- (79) ENLART (Camille : 1862-1927) : *Manuel d'archéologie française depuis les temps mérovingiens jusqu'à la Renaissance*, Paris, 1902-1916, 3 vol.
- (80) LEFÈVRE-PONTALIS (Eugène : 1862-1923), *L'Architecture religieuse dans l'ancien diocèse de Soissons au XI<sup>e</sup> et au XII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1894-1896, 2 vol. etc. 《Petites monographies des grandes édifices de la France》叢書の創始者
- (81) AUBERT (Marcel, 1884-), *Notre-Dame de Paris, sa place dans l'histoire de l'architecture du XII<sup>e</sup> au XIV<sup>e</sup> siècles*, Paris, 1920 ; — AUBERT et Marquise de MAILLÉ, *L'Architecture cistercienne en France*, Paris, 1942, 2 vol. etc.
- (82) 《précepte mérovingien》. メロヴィング諸王の precepta, praeceptiones, auctoritas 及び 王の diplômes の 贈与又は行政措置について 特定個人又は法人に対して、その正文が、執行力を賦与するものを言ふ。しかこの定義は未だ争われ得ぬ。(Tessier, *op. cit.*, p. 5, suit.)

後 記

ここに訳出したのは、F・シエオン・テ・ロンゾン(Frédéric JOÛON DES LONGRAIS) 教授の講演草稿 《L'oeuvre de l'École des Chartes》の全文である。同教授は、一九六六年度の文部省「文化協定締結国からの学者招致」計画により、一九六六年九月一日から十一月十五日まで滞日された。この招致は、九州大学総長名によって行なわれ、実際の御世話は九州大学文学部西洋史学研究室が行った。

同教授は、一八九二年四月二十四日、ブルターニュのレンヌ(Rennes)の生れで、同地で文学士(一九一〇年)、法学士(一九一二年)の学位を得られ、パリで法学博士号を得られた(一九二一三年)。一九二〇年にアルシヴィスト・パンオズラーフ、一九二七年にはベモン(Charles BÉMONT)の後継者として、École pratique des Hautes Études, 4<sup>e</sup>

section (Sorbonne) の外国史の Directeur d'Études に、一九四一年にはエコール・デ・シャルトの私法教会法史の教授に就任された。後者は、一九六六年に退官されたが、前者の席には現在も留まっておられるはずである。その間一九三九年から一九四六年まで、戦争の最中を、日仏会館長として滞日され、その間の蓄積が、その後多数の日本中世史及び日本中世法制史の研究を生み続けている。

訳者は、一九五九年十月から一九六二年一月まで、フランス政府給費留学生として、上記二学校で教授に師事した。その間の最大の収獲は、正しく本講演に述べられているが如き方法 (Méthodes) の発見と体得とにあったと言えるであろう。不幸にしてこの講演は、一九六六年九月二十二日に京都大学においてその概略が行なわれた他、その機会を得なかったが、訳者にとって、これ以上のはげまはしはなかった。教授自身もこの講演を最も意にかけられ、来日直前の訳者宛の私信 (七月二日付) でも、エコール・デ・シャルトの方法を日本に紹介することこそ、今回の来日の最大の寄与であろうとの意をもらされている。戦前戦後を通じて四回目の来日に際しての教授の祈願を、拙ない訳で、ここに代って果し得るところとは、訳者の名誉とするところである。それにもましてこの講演は、我が国では比較的知られていないフランス史学史の一面を、鮮明に浮彫りにしている。その興味の故に、訳者の一存で、必要と考えられる註を付した。この註が、本文の真意と興味とをそこなわなければ幸いである。

ジュオン・デ・ロングレ教授は、九州大学を中心に、各地で講演講義を行なわれ、その一部はすでに訳出されている〔証拠〕野田良之教授訳、法学協会雑誌、八四ノ二。九州大学からは、十月二十五日付で名誉博士号が授与された。これらとならんで、教授の各地での研究活動は疲れを知らぬものがあり、そのためには各地で数々の便宜をお与えいただいた。訳者にとっては、恩師に学恩の万分の一を報ずる機会を与えて下さった文部省文化局国際文化課の各位に、又その間各種の便宜をお与え下さった京都大学、天理大学、東京大学、長崎大学、熊本大学、鹿児島大学、史学会、九州フランス文学会等の各位に、この機会に衷心より感謝の意を表する次第である。

# L'OEUVRE DE L'ÉCOLE DES CHARTES

par

F. JOÛON DES LONGRAIS

Directeur à l'École des Hautes Études de la Sorbonne

Professeur Honoraire à l'École des Chartes

Archiviste Paléographe

Traduit en Japonais et annoté

par Hiroshi MORI

Traduction japonaise d'un des manuscrits de conférence préparés par M. F. Joûon des Longrais à l'occasion de sa visite au Japon. Il a été invité, du 1<sup>er</sup> septembre au 15 novembre, 1966, à l'Université de Kyushu d'après le projet du Ministère de l'Éducation Nationale d'Échange des Professeurs étrangers pour faire des activités éducationnelle et scientifique. Pour marquer la réussite de ses activités, le Conseil administratif de l'Université de Kyushu lui octroya, le 25 octobre, le Doctorat honoris causa de ladite Université.

Le manuscrit, dont le résumé a été exposé au cours d'une conférence donnée le 22 septembre, à l'Université de Kyôto, contient l'histoire, la méthode et l'oeuvre de l'École Nationale des Chartes.